

2 教職員の自宅待機及び就業禁止の取扱いについて (2020.3.4)

2月1日から新型コロナウイルス感染症が指定感染症に定められ、感染症と診断された教職員については、本学職員安全衛生管理規程第29条第1項第1号において「就業禁止」の措置を取ることとしております。

また、感染症と診断された教職員以外に、外務省ホームページで感染症レベル2以上の地域（以下「対象地域」という。）から帰国又は来日した教職員またはその人と濃厚接触のある教職員については、自覚症状の有無に関係なく入国又は濃厚接触後2週間は自宅にて待機することとしたことから、「就業禁止」として取り扱います。

【就業禁止の期間について】

1. 感染症と診断された教職員 → 感染症と診断された時から完治するまでの期間

2. 感染の疑いがあるとされた職員

(1) 対象地域から帰国又は来日したとき

→ 帰国した時から2週間

(2) 対象地域から帰国した人又は来日した人と濃厚接触があったとき

→ 接触があった時から2週間

(3) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が見られるとき

→ 症状が治まるまでの間

【手続について】

1. 「感染症危険レベル2以上の地域から帰国、来日した学生・教職員またはその人と濃厚接触した人へ Ver. 4.0 (2020.3.4)」(PDF)に基づき該当部署及び所属学部（部局）の勤務時間管理員に連絡すること。

2. 勤務状況等については、下記の通り記入すること。

(1) 職員：「始業時刻及び終業時刻の確認並びに超過勤務等管理簿」

→ 「超過勤務又は休日勤務の内容・休暇の種類及び時間」欄に「就業禁止」と記入する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも記入する。

(2) 教員：「裁量労働従事者勤務状況等記録・報告書」

→ 「通常の勤務場所以外における勤務状況等」欄に「就業禁止」と記入する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも記入する。

(3) 看護職員：看護管理室に連絡し、看護勤務管理システムに「就業禁止」を入力する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも入力する。

3. 感染症と判断された教職員については、出勤後、新型コロナウイルスに感染したことの分かる書類、治療に要した薬の明細等を提出すること。また、入国後または濃厚接触後自覚症状がない場合でも、嚴重に健康観察をする必要があることから、「自己管理カード」を記入し、症状なく2週間が経過し、出勤した際には保健管理センターに提出すること。